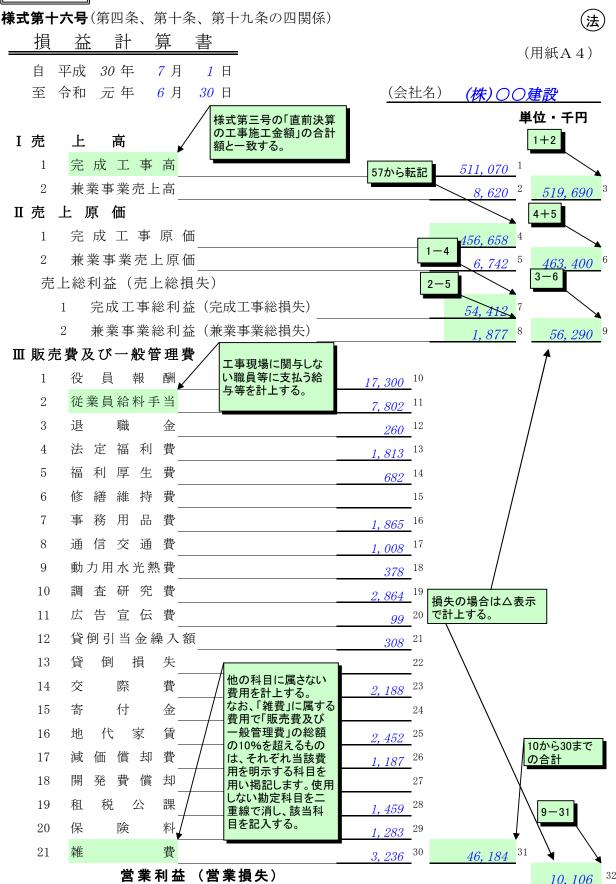
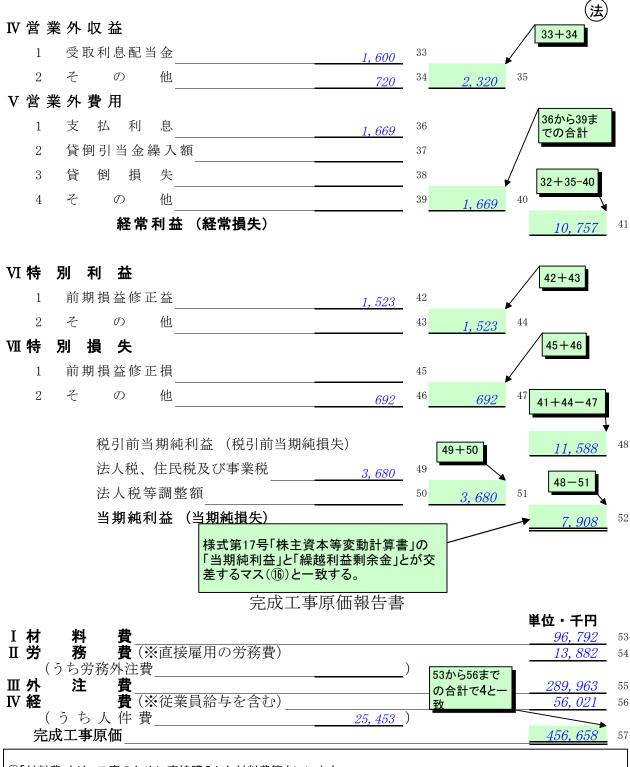
法人用





- ①「材料費」とは、工事のために直接購入した材料費等をいいます。
- ②「労務費」とは、工事に従事した直接雇用の作業員(監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員及び臨時社員等)の給料等をいいます。また、「外注費」のうち、土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が「労務費」であるものは、労務外注費として内書表示することができます。
- ③「外注費」とは、下請工事契約額をいいます。(「労務費」に含めたものは除く)
- ④「経費」とは、完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用をいいます。なお、「経費」のうち「人件費」とは、工事監督員及び現場事務所の事務職員等の給料等、退職金(繰入額も含む)、法定福利費及び福利厚生費等をいいます。
- ★「販売費及び一般管理費」のうち「従業員給料手当」等の人件費科目には、本支店等の管理部門、営業部門及び兼業部門等にて発生した人件費を計上します。